

# 社会保障・税番号制度

日本税理士会連合会  
規制改革対策特別委員会

# I 番号制度導入の背景

1. 番号制度に関する過去の検討
2. 番号法成立までの検討経緯
3. 社会保障・税番号制度の目的、対象分野
4. 番号制度導入によるメリット
5. 番号制度導入までのロードマップ

# 番号制度に関する過去の検討

## ◆過去の検討事項

結果

### グリーンカード(少額貯蓄等利用者カード)

#### 【概要】

- ・少額貯蓄・公債非課税制度の利用希望者に対し、申請によりカードを交付する。
- ・課税貯蓄の利子及び配当については、金融機関等はカードにより本人確認を行い、支払調書にカードの番号を記載する。カードのない者への本人確認は運転免許証等一定の書類の提出を求めて行う。

改正法が成立したが、導入されないまま、昭和60年3月に廃止された

### 社会保障番号

#### 【概要】

- ・「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において、「分かりやすく信頼される社会保障制度」を目的とした「社会保障番号制」の導入、「社会保障個人会計(仮称)」の構築が盛り込まれた。また、「改革行程表」(平成13年9月26日閣議決定)において、平成14年3月までに制度導入に向け調査・具体化のスケジュールが定められた。

工程表の決定後、具体的な検討は進まなかった

### 「社会保障カード」(仮称)

#### 【概要】

- ・年金記録問題を発端に、導入が検討された。
  - ・銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。
  - ・カードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。また、希望があった場合には、写真を添付し身分証明書として使用可能。年金の記録については、自宅においても常時、確認できるようになる。
- 参照：「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)

与党合意を受けて、厚生労働省に検討会が設置され、報告書が取りまとめられているが、導入には至っていない

### 納税者番号制度

#### 【概要】

- ・平成21年度自民党税制改正大綱(平成20年12月12日)において、①今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、早期かつ円滑な導入を目指す、②与党内に納税者番号制度に関する検討会を立上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととされた。

具体的な検討は行われないまま、平成21年9月に政権交代となった

# 番号法成立までの検討経緯

民主党政権	平成21年12月	「平成22年度税制改正大綱」で、番号制度の導入について言及
	平成22年 2月	「社会保障・税に関する番号制度に関する検討会」を設置(平成22年6月までに全6回開催)
	6月	社会保障・税に関する番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表
	11月	政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会」を設置(以降14回開催)
	12月	社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表
	平成23年1月	政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定
	4月	社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定
	6月	政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定
	平成24年2月14日	番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 ・地方公共団体情報システム機構法案
	11月	衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案
自民党政権	～自民・公明・民主3党による修正協議を経て～	
	平成25年3月1日	番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に提出 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 ・地方公共団体情報システム機構法案 ・内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案)
	～衆内閣委員会・本会議、参内閣委員会・本会議において審議、一部修正を経て～	
	5月24日	番号関連4法案が可決、成立
	5月31日	番号関連4法公布
	平成26年～	番号法政省令等の整備

# 番号制度導入の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

## (目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)及び個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の特例を定めることを目的とする。

- 行政手続の無駄を排除し、行政運営の効率化を実現する
- 適切な所得の再分配を実現し、国民の社会保障を受ける権利を守る
- 手続簡素化による国民の負担を軽減し、本人確認の簡易な手段等、利便性の向上を図る

# 番号制度の対象分野、効果

## ◆ 社会保障・税番号制度とは

- ▶ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは、国民一人ひとりに対し個人番号を、企業等に対し法人番号を付番し、個人番号及び法人番号の活用及び保護を図る制度。
- ▶ 「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行う」ことにより、「社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。」

## ◆ 利用対象分野

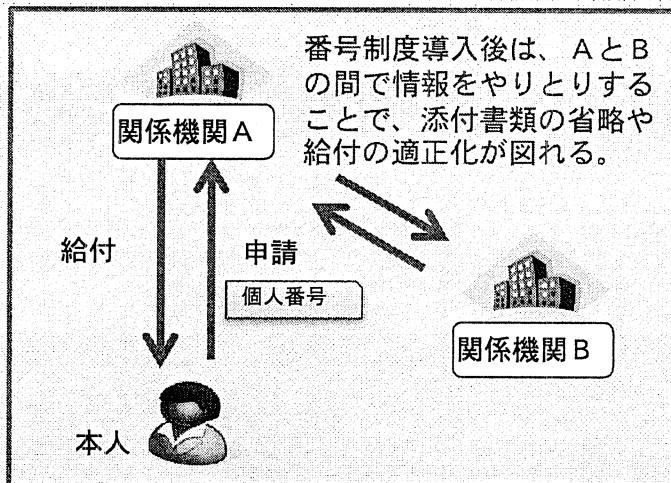
- ▶ **社会保障**    **税**    **災害対策** の3分野に限定。

## ◆ 制度導入の効果

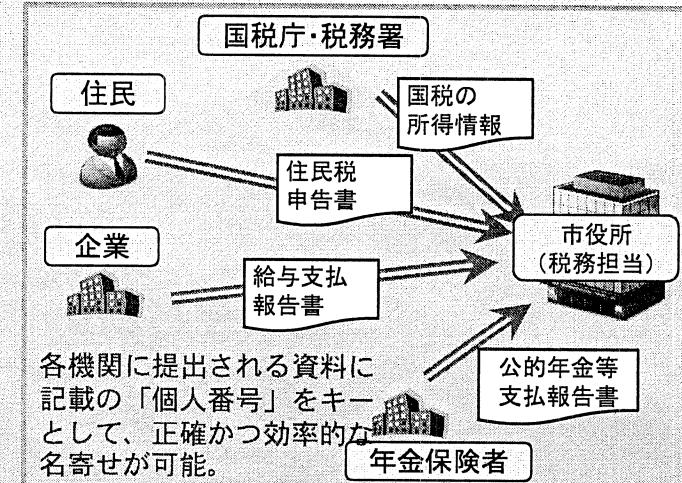
- ▶ **公平・公正な社会**    **行政の効率化**    **国民の利便性向上** が期待される。

# 番号制度導入のメリット

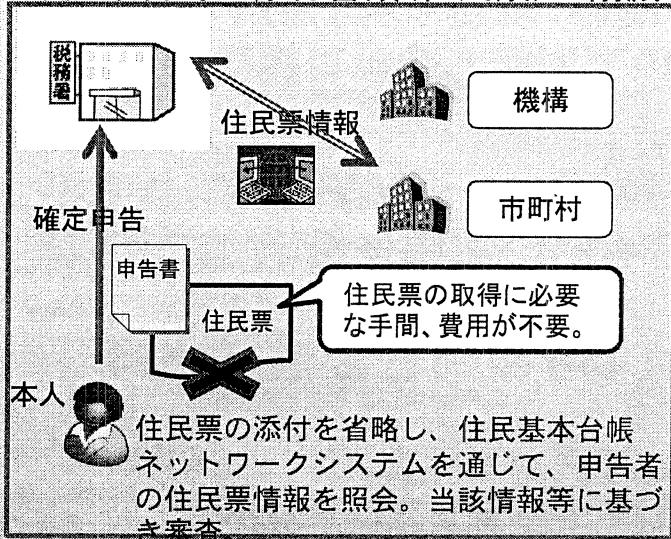
## 1 添付書類等の省略



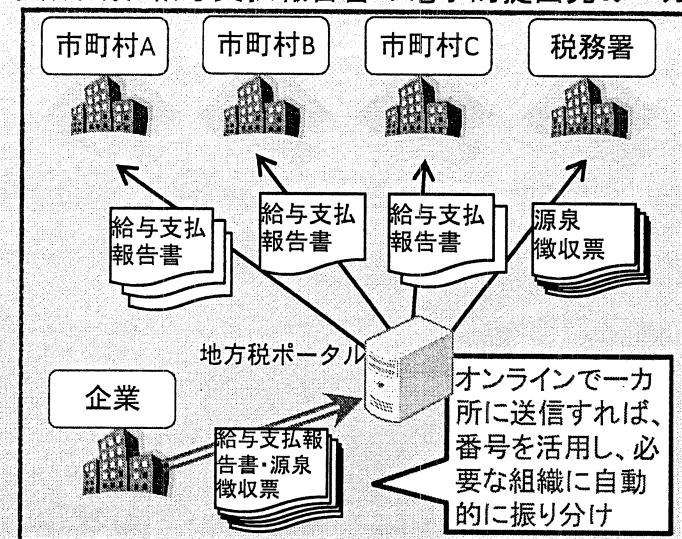
## 2 所得情報の正確・効率的な把握



## 3 確定申告時の添付書類(住民票)の削減



## 4 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一元化



出典：内閣官房社会保障改革担当室作成資料から引用

# 番号制度導入のロードマップ(案)

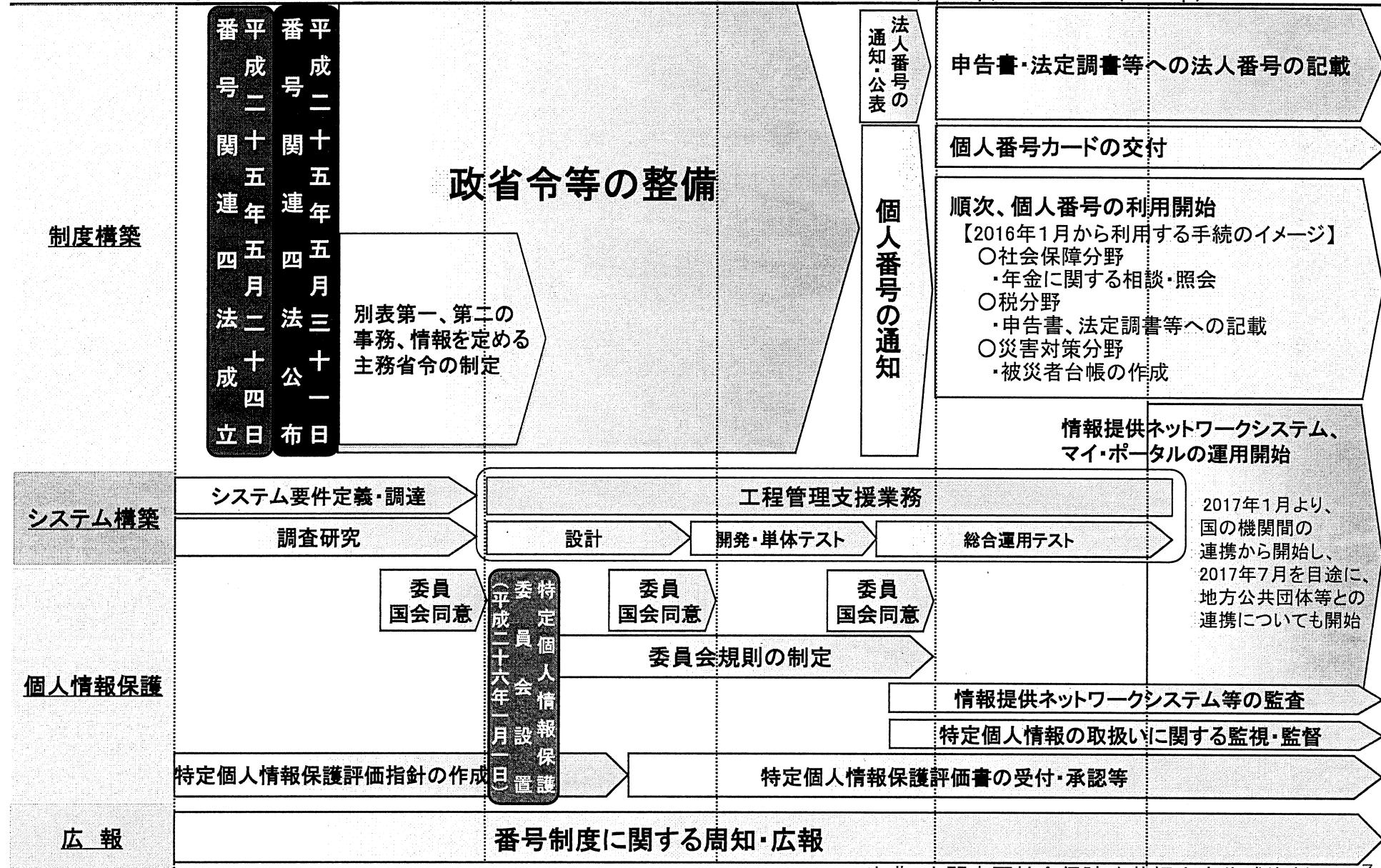
2013年  
(H25年)

2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)

2016年  
(10月) (H28年)

2017年  
(H29年)



## II 番号制度の概要

### 1. 番号制度の仕組み

- (1) 基本的構造
- (2) 付番
- (3) 通知カード・個人番号カード
- (4) 利用範囲
- (5) 情報連携

### 2. 特定個人情報の保護措置

- (1) 特定個人情報
- (2) 特定個人情報保護委員会
- (3) 罰則の強化

### 3. マイ・ポータルの仕組み

# 基本的構造



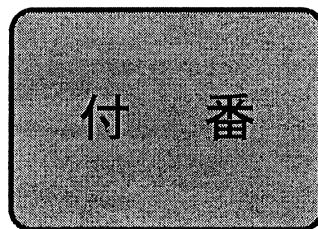
個人番号

…住民票に住民票コードの記載のある、国民一人ひとりに付番される番号

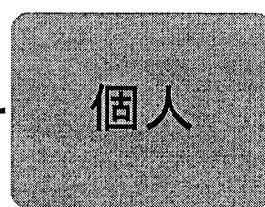


法人番号

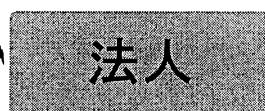
…国の機関及び地方公共団体、会社法等の法令に基づき登記された法人、人格のない  
社団等に付番される番号



付 番



個人

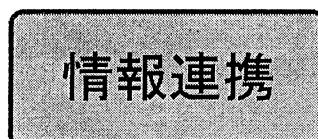


法人

- ①悉皆性
- ②唯一無二性
- ③「民-民-官」の視認性
- ④基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付け  
られている

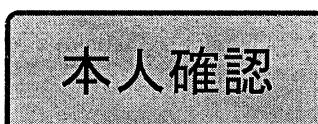
新たな「個人番号」  
を付番する仕組み

上記①～③と同様の特徴を有する「法人番号」を  
付番する仕組み



情報連携

複数の機関間で情報を紐付け、相互活用する仕組み



本人確認

本人であること、番号の真正性を証明する仕組み

# 付番

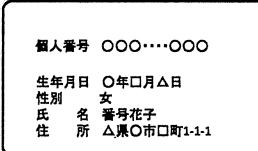
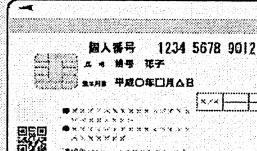
## ◆個人番号

付 番・通 知	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 住民票に住民票コードを記載したときに付番 ※ 対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人</li><li>▶ 番号を通知カードにより通知</li></ul>
変 更	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 原則として生涯一番号だが、番号の漏えいにより不正使用の恐れのあるときは、市町村長の職権等により、番号の変更ができる</li></ul>
番号生成機関	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 市町村長から地方公共団体情報システム機構に対して個人番号とすべき番号の生成を求める</li><li>▶ 地方公共団体情報システム機構は、番号を生成し、市町村長に通知</li></ul>

## ◆法人番号

指 定・通 知	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 国税庁長官が法人等に対して、法人番号を指定・通知 ※対象者は、① 国の機関、② 地方公共団体、③ 設立登記法人、④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの、⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの</li><li>▶ 国税庁長官は、指定した法人番号を当該法人等に書面により通知</li></ul>
検 索・閲 覧	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者(法人番号保有者)の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号(基本3情報)をホームページで公表。 ※人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要</li><li>▶ 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用</li></ul>

# 通知カード・個人番号カード

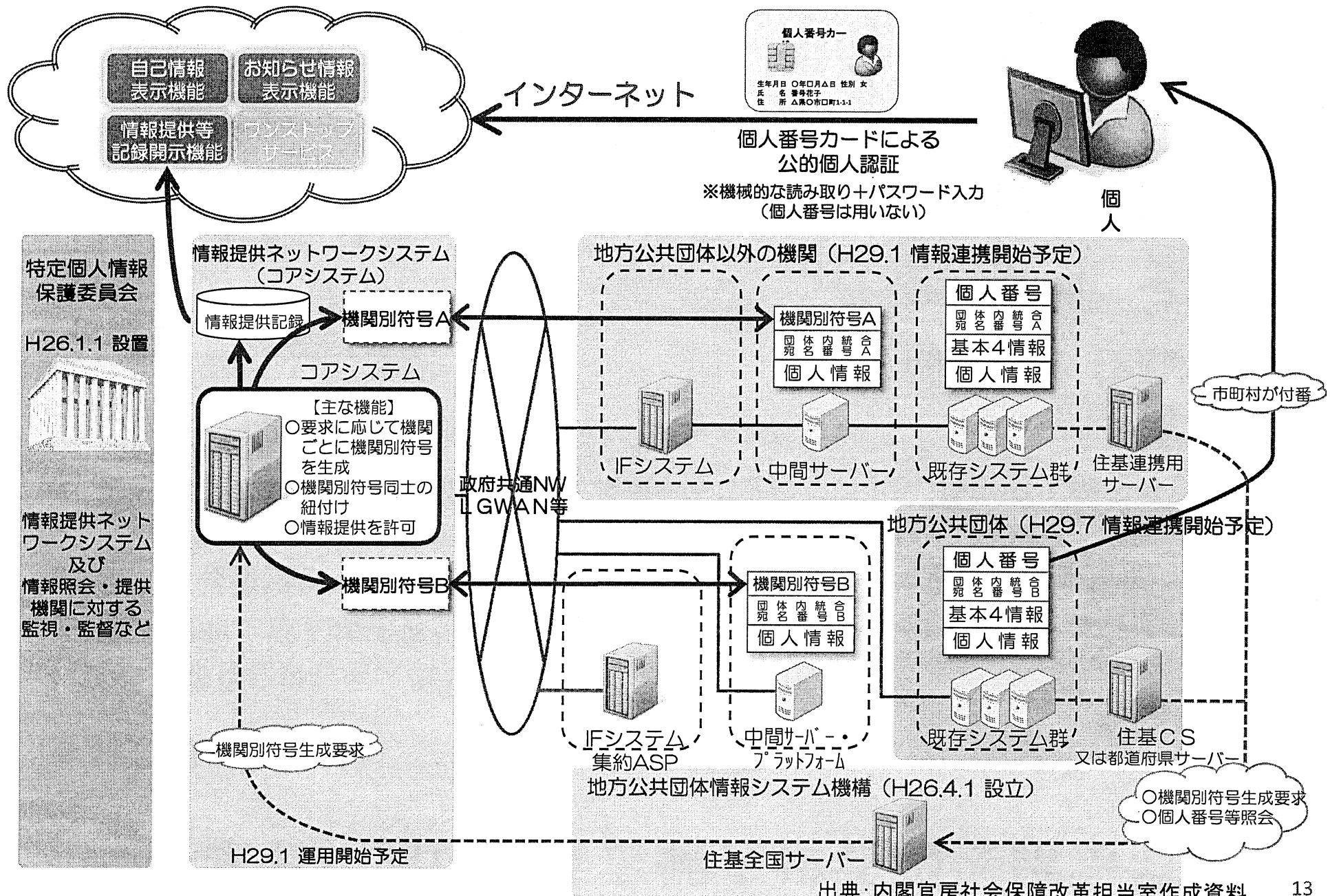
	通知カード	個人番号カード
<b>様 式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個人番号を券面に記載</li> <li>▶ 顔写真なし</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>(案)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が券面に記載(個人番号は裏面に記載する方向で検討)</li> <li>▶ 顔写真あり</li> <li>▶ 上記事項等をICチップに記録</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>表面(案)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>裏面(案)</p> </div> </div>
<b>作成・交付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 付番対象者に郵送で送付</li> <li>▶ 手数料:なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 希望者に交付</li> <li>▶ 市町村が作成、窓口で交付 ※市町村に出向き、本人確認が必要</li> <li>▶ 手数料:今後検討</li> </ul>
<b>有効期限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個人番号カードの交付を受けるまでの間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 発行時の年齢により異なる 20歳以上:10年間、20歳未満:5年間を想定</li> </ul>
<b>用途・利便性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身分証明書として利用</li> <li>▶ 就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等の個人番号を確認する場面での利用</li> <li>▶ 市町村、行政機関等による付加サービスの利用</li> <li>▶ 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</li> </ul>

※ 通知カード、個人番号カードは内閣官房社会保障改革担当室作成によるイメージ

# 個人番号の利用範囲

		別表第一(第9条関係)
	年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li><li>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</li><li>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li><li>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</li></ul>
	労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li><li>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</li></ul>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li><li>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li><li>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li><li>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</li><li>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li><li>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li><li>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li><li>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li><li>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</li></ul>
税分野		<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>
災害対策分野		<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</p>
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

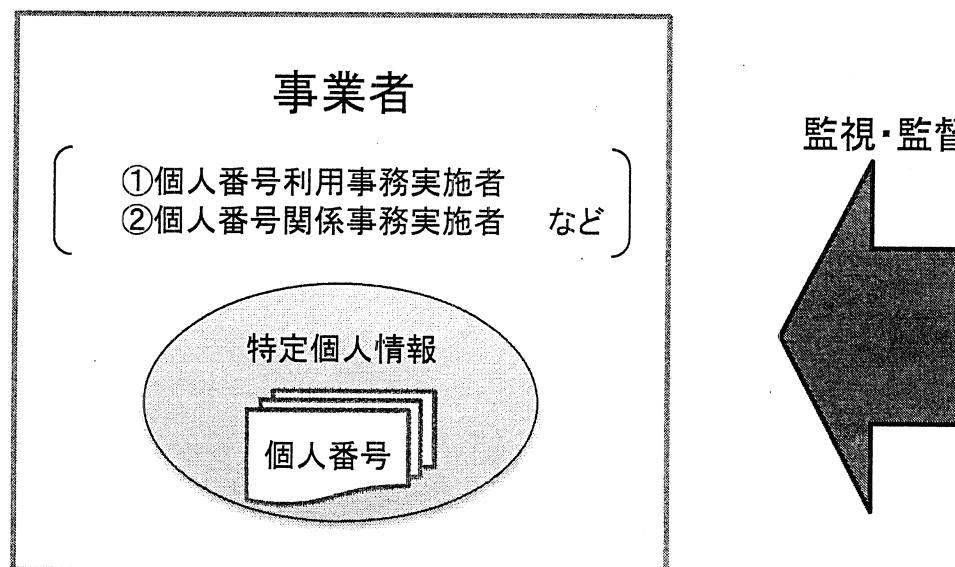
# 番号制度における情報連携の概要



# 事業者における特定個人情報の保護措置

## ◆ 特定個人情報とは

- ▶ 「個人番号を含む個人情報」を指す。  
個人情報が個人情報保護法の概念であるのに対し、特定個人情報は番号法の概念。
- ▶ 個人情報保護法では、5,000を超える個人情報を取扱う事業者に義務を課すのに対して、番号法では、個人番号を取扱うすべての事業者を対象としている。
- ▶ 番号法では特定個人情報が不正に流通することのないよう、特定個人情報の提供について制限が設けられている（法第19条）。



## 特定個人情報保護委員会

- 行政機関から独立した立場で、規則や告示を制定する権限をもつ
- 特定個人情報に関して不正・違法行為がなされないよう、監視・監督する
- 指導・助言、報告徴求、立ち入り検査、違反行為に対する勧告・命令を行う

# 特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

## 任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

## 組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制 (平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

- ・委員長(常勤) 堀部政男(元一橋大学法学部教授)
- ・委員(常勤) 阿部孝夫(元川崎市長)
- ・委員(非常勤) 手塚悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事

## 主な所掌事務

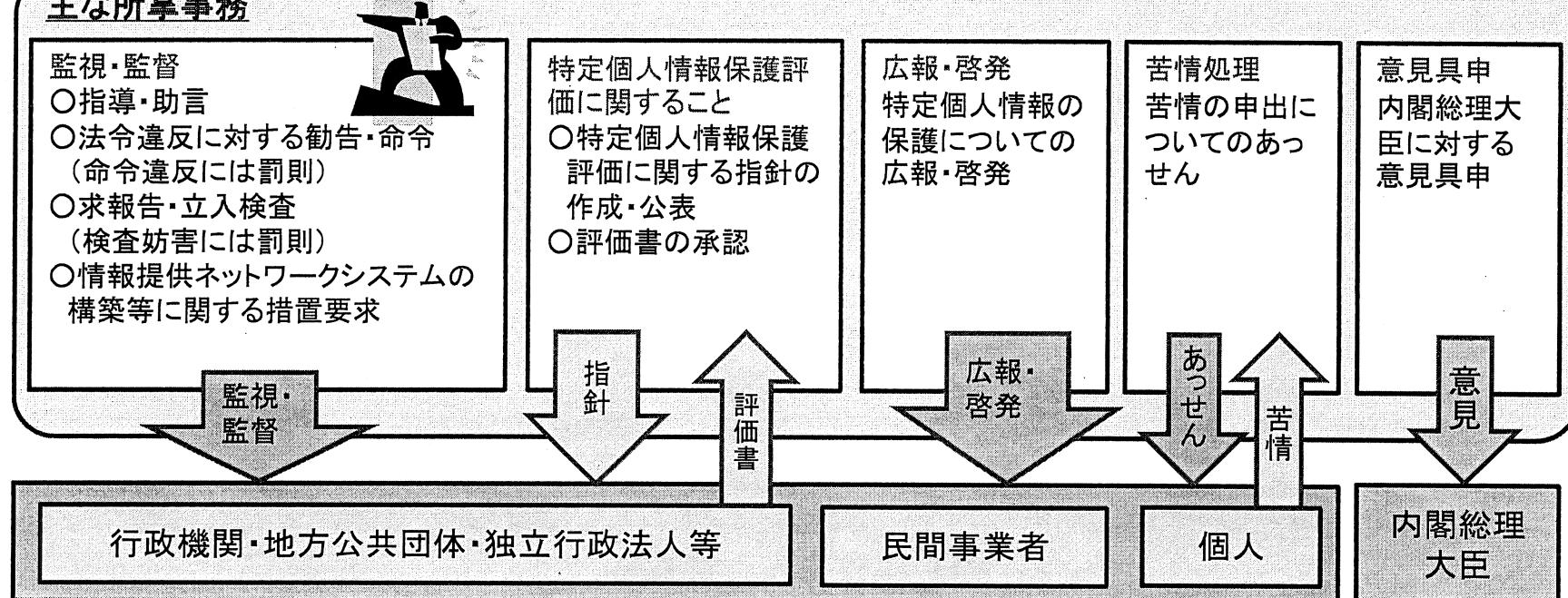
監視・監督  
○指導・助言  
○法令違反に対する勧告・命令  
(命令違反には罰則)  
○求報告・立入検査  
(検査妨害には罰則)  
○情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること  
○特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表  
○評価書の承認

広報・啓発  
特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理  
苦情の申出についてのあつせん

意見具申  
内閣総理大臣に対する意見具申



出典:内閣官房社会保障改革担当室作成資料

# 罰則の強化

行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
		行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

# マイ・ポータル

## ◆マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)の設置について

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する  
(附則第6条第5項)

### マイ・ポータル(イメージ)

#### 情報提供記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

#### 自己情報表示

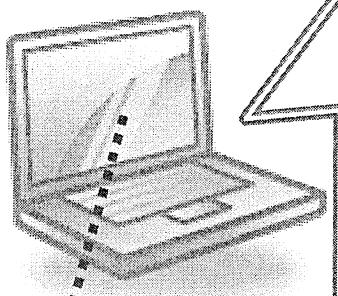
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

#### プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

#### ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能



- 平成29年1月より運用開始
- 個人番号カードによる公的個人認証(個人番号カードの機械的な読み取り+パスワード入力 ※個人番号は用いない)
- 主に行政機関からの各種情報を確認
- 納税者が自己情報を参照して申告の補助として利用

#### 【参考】e-Taxのメッセージボックスで確認できる情報

- 申告・申請の受付情報
- 税務署からの確定申告等についてのお知らせ
- 振替納税のお知らせ
- 電子証明書の登録
- 納付情報登録依頼
- 電子納税証明書
- 税務代理利用可能の通知
- ダイレクト納付に関する通知

### III 実務への影響と税理士の役割

1. 税分野での利用、申告書等への番号記載時期
2. 税務における「番号」の利用例
3. 番号法上の税理士の位置付け
4. 税理士が遵守すべき事項
5. 番号の取扱いに係る対応と税理士の役割

# 税分野での利用

税務当局に提出する納税申告書、法定調書等の税務関係書類に、その提出者、法定調書の対象となる金銭の支払等を受ける者などに係る番号を記載。

税務当局の内部事務等に利用。

## 《 税務関係書類への番号記載時期》

税務関係書類への番号記載時期は、平成28年1月の番号利用開始を前提とすれば、番号法整備法によると、以下のとおり。

### ◆ 納税申告書

所得税については、平成28年分の申告書から。

法人税については、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から。

### ◆ 法定調書

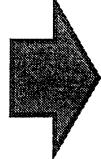
平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから。

### ◆ 申請書等

平成28年1月以降に提出するものから。

(※) 番号法整備法の施行日は、番号法整備法及び番号法の附則により、政令で定める日から施行と規定。

出典:国税庁作成資料



番号制度の利用範囲の核となるのは「税分野」であり、税務業務への影響を十分に理解する必要がある

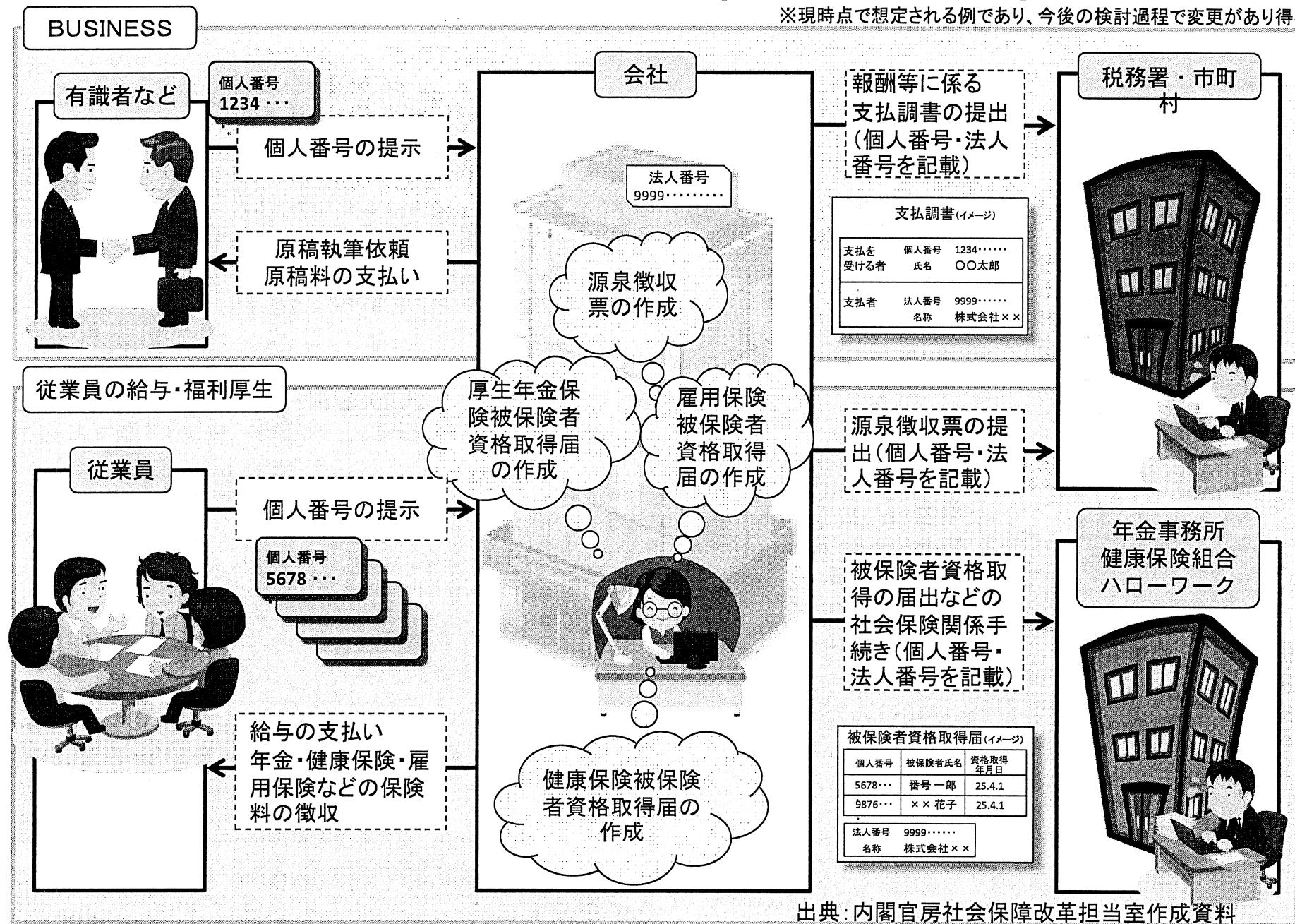
## 「番号」が記載された申告書等の提出時期（番号の利用開始日を平成28年1月1日と仮定した場合）

		記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
申告書	個人	所得税 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	確定申告書 平成28年分の場合、平成29年2月16日から3月15日まで	・年の中途で出国 出国の時まで ・年の中途で死亡 相続開始があつたことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
		消費税 平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	確定申告書 平成28年分の場合、平成29年1月1日から3月31日まで	・個人事業者が年の途中で死亡 相続開始があつたことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ・中間申告書 ・課税期間の特例適用
		相続税 平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	相続税の申告書 平成28年1月1日に相続の開始があつたことを知った場合、平成28年11月1日まで	・住所及び居所を有しないこととなるとき 住所及び居所を有しないこととなる日まで
	法人	贈与税 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	贈与税の申告書 平成28年分の場合、平成29年2月1日から3月15日まで	・年の中途で死亡 相続の開始があつたことを知った日の翌日から10月以内
		法人税 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	確定申告書、連結確定申告書 平成28年12月末決算の場合、平成29年2月28日まで	・中間申告書 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ・新設法人、決算期変更法人 決算の日の翌日から2月以内
	個人・法人	消費税 平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	確定申告書 平成28年12月末決算の場合、平成29年2月28日まで	・中間申告書 ・課税期間の特例適用
		酒税・間接諸税 平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	納税申告書 平成28年1月に移出等した場合、平成28年2月29日まで	・製造場内で飲用された場合(酒税法) 飲用した日から10日を経過する日まで
その他	申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	申請書・届出書 各税法に規定する提出すべき期限	平成28年中から提出
	法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書は、平成29年1月31日まで (注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知をしたものとみなされる取引」に基づき同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知・本人確認については、同日から同日以降3年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。	(例) ・配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ・退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内

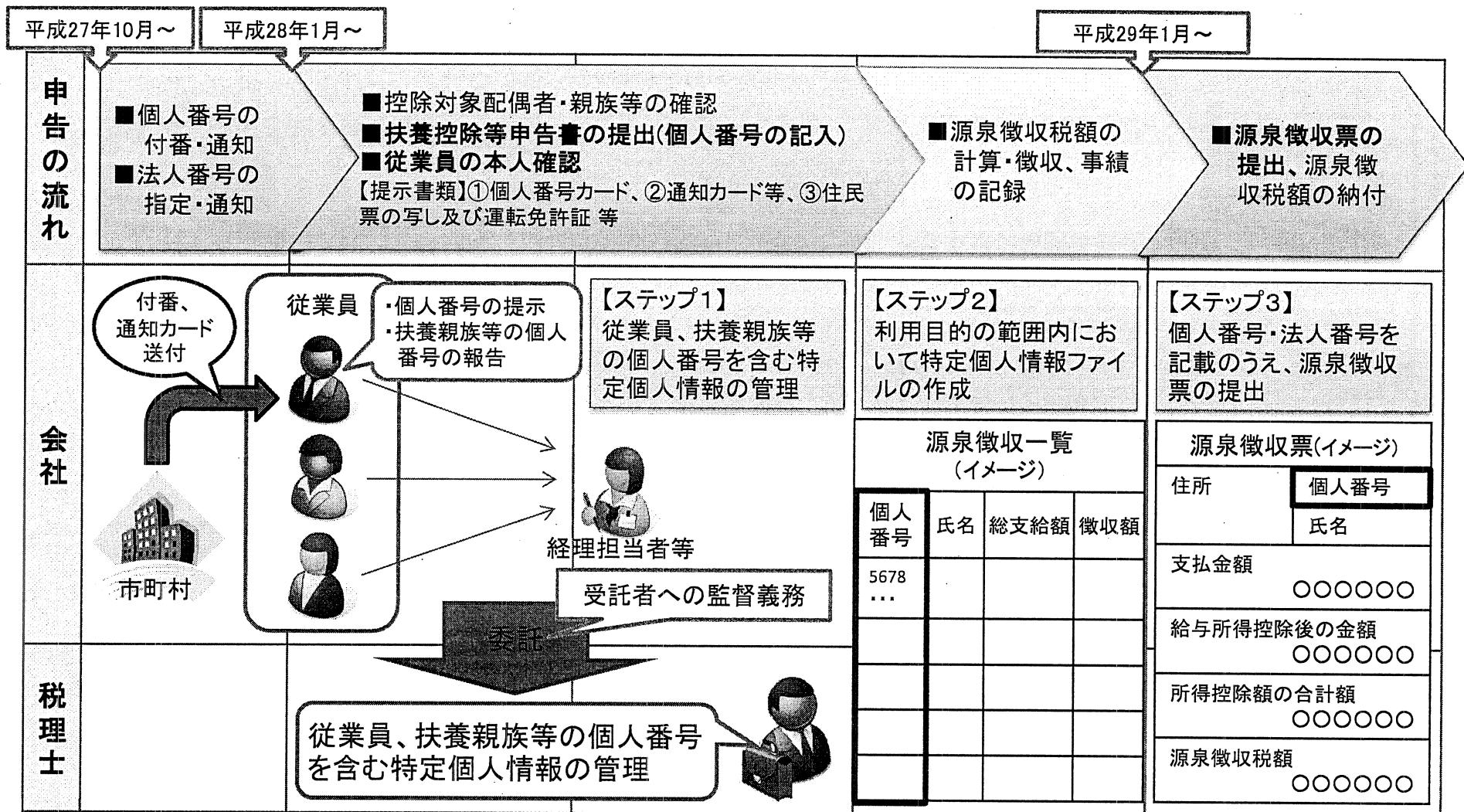
（※）法定調書提出義務者[個人番号関係事務実施者]は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要。

# 民間企業における番号の利用例

※現時点での想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



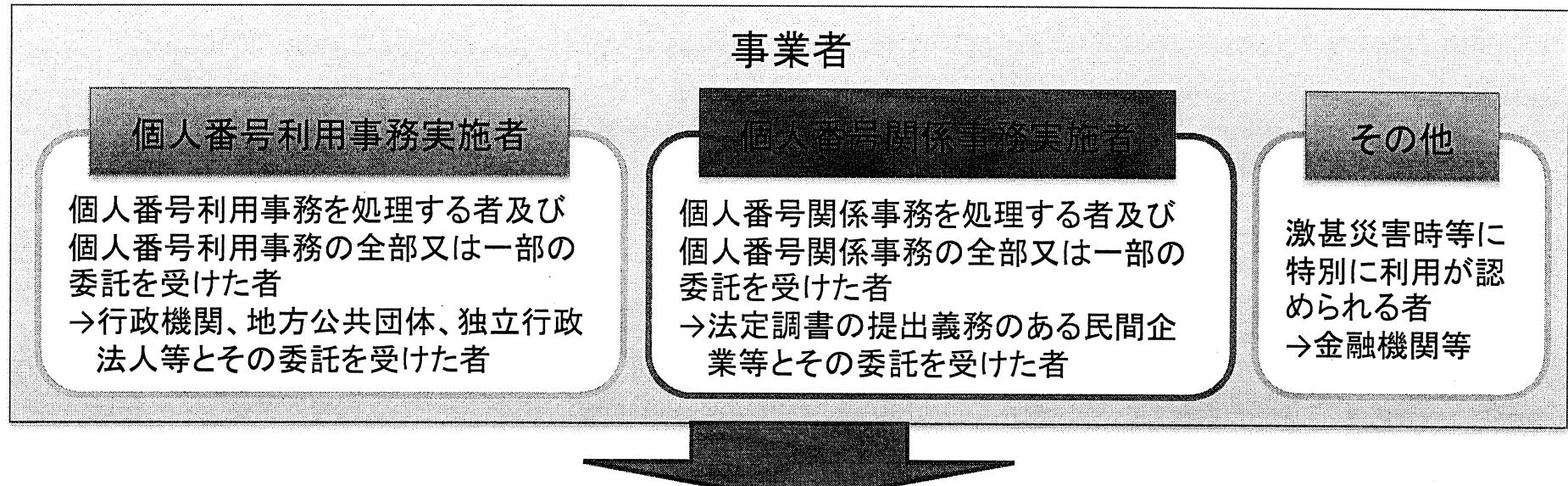
# 源泉徴収における番号の利用例(イメージ)



- 税理士は顧問先の従業員とその扶養親族等の特定個人情報を管理する。
- 平成28年1月1日以後に提出する扶養控除等申告書に個人番号の記載が求められることとなる。
- 平成28年分の給与所得の源泉徴収票は、平成29年1月末までの提出が求められることから、源泉徴収票に記載する従業員とその扶養親族等の個人番号を平成28年末までに把握する必要がある。

# 番号法上の税理士の位置付け

## ◆税理士の位置付け



### 事業者の努力

- ▶ 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関する実施する施策に協力するよう努める（法第6条）

### 個人番号利用事務実施者等の責務

- ▶ 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。（法第12条）

# 税理士が遵守すべき事項①

## ① 利用範囲の限定・ファイル作成制限

- ▶ 個人番号の利用範囲に基づく、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲において個人番号を利用することができる（法第9条第3項）。
- ▶ 特定個人情報ファイルを作成することができる範囲が制限されている（法第28条）。

## ② 委託規制

- ▶ 委託規制が設けられている（法第10条、第11条）。
- ▶ 例えば、税理士が源泉徴収票作成の依頼を受けた場合、受託者として、個人番号の安全管理措置等の義務を負う（法第2条第12項・第13項、第12条）。この場合、委託した事業者は税理士（受託者）への監督義務を負う（法第11条）。

## ③ 安全管理措置

- ▶ 個人番号の安全管理措置が課せられている（法12条）。
- ▶ 個人番号の漏えい等の防止、個人番号の適切な管理義務が課せられているが、安全管理措置の具体的な内容については特定個人情報保護委員会からガイドライン等により示される予定。

## ④ 本人確認措置

- ▶ 個人番号を受け取る際は、本人確認を行う義務が課せられている（法第16条）。
- ▶ 具体的な本人確認措置は、番号法施行規則（平成26年7月4日公布）で示されている。

# 税理士が遵守すべき事項②

## ⑤ 罰則

### (1) 特定個人情報ファイルの不正提供

- ▶ 個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、個人番号関係事務に関して取扱った特定個人情報ファイルで、個人の秘密に属する事項が記録されたものを提供したとき（法第67条）

### (2) 個人番号の盗用等

- ▶ 上記(1)の者が、個人番号関係事務に関して知り得た個人番号を、自分や第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合、または盗用した場合（法第68条）

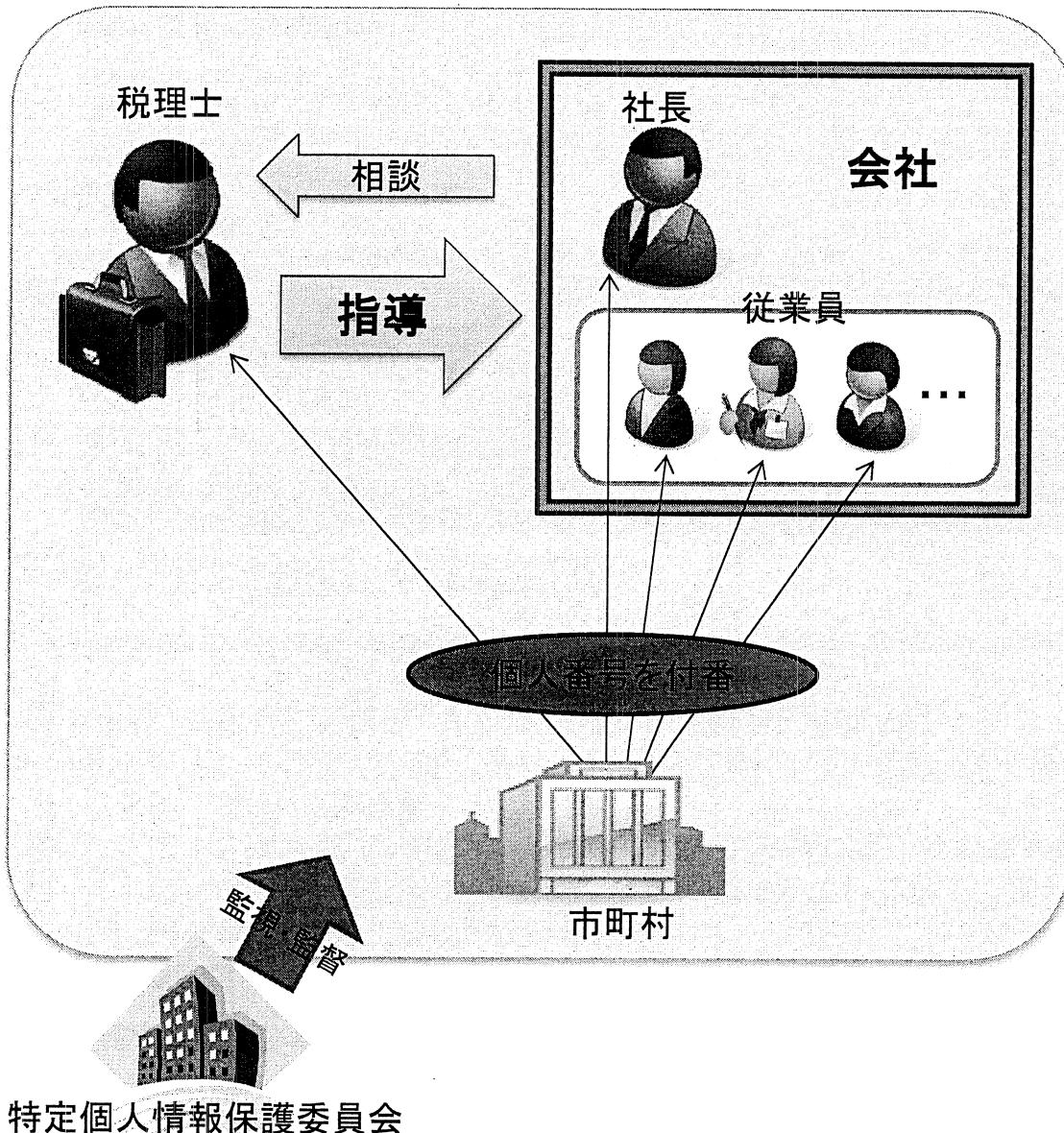
など

## ◆税理士に関わる罰則規定

対象となる行為	罰則	条文
個人番号関係事務に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万円以下の罰金or併科	法第67条
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or150万円以下の罰金or併科	法第68条
特定個人情報保護委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万円以下の罰金	法第73条
特定個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万円以下の罰金	法第74条

※法人の代表者、法人・人の代理人、使用人その他の従業者等が、上記違反をした場合、その法人又は人に対しても、罰金刑を科す（法第77条）。

# 番号の取扱いに係る対応と税理士の役割



番号制度において、税理士が真に求められる役割は何か？



顧問先への適切な指導役を  
果たすことが期待される

平成27年10月には個人番号が通知されることから、その時までに顧問先を指導できる体制を整えておく必要がある。また、税理士が期待される役割を果たすために、以下の対応が必要である。

税理士が番号制度の正しい知識を習得する

税理士事務所において、顧問先の特定個人情報を適切に取り扱う

顧問先への啓発・適切な指導を行う

## IV 今後の見直し等

1. 利用範囲の拡大、将来的な活用方法
2. 日税連からのメッセージ

# 番号制度の利活用の拡大の方向性(イメージ)

## 「マイナンバー」による事務効率化・公平で利便性の高いサービスの実現

- 現行法上、マイナンバーの利用が認められている行政分野(税・社会保障・防災)における情報連携による事務の効率化・公平で利便性の高いサービスを実現するとともに、他の公共的分野(金融、医療等)での利活用ニーズの洗い出しを行う。

【例】  
・重複確認等の効率化による手続の迅速化(NISA(少額投資非課税制度)口座開設等)  
・預金口座に紐づけ、正確な資産把握の実現(生活保護、マネーロンダリング対策、休眠口座等)  
・公平かつきめ細かい公共的サービスの実現(所得連動返済型学生ローン等)

## 国・地方・民間の共通インフラとしての「個人番号カード」

- 国民一人ひとりに交付される個人番号カードは、民間利用が解放される公的個人認証に対応し、ICチップの空き容量を自治体独自のサービスに活用することが可能であり、国・地方・民間の共通インフラと捉え、その利活用方策を早急に検討する。

【例】  
・ネットバンキングや診察・健診情報照会等、高いセキュリティを要するオンラインサービスの拡大  
・自治体発行のカード(市民カード、図書カード、診察券等)の一元化や、コンビニ交付等の拡大  
・保険証機能の一元化(医療機関連携の基盤整備、効率的・効果的な保険事務)

## 国民一人ひとりのニーズに応える「マイガバメント」の実現

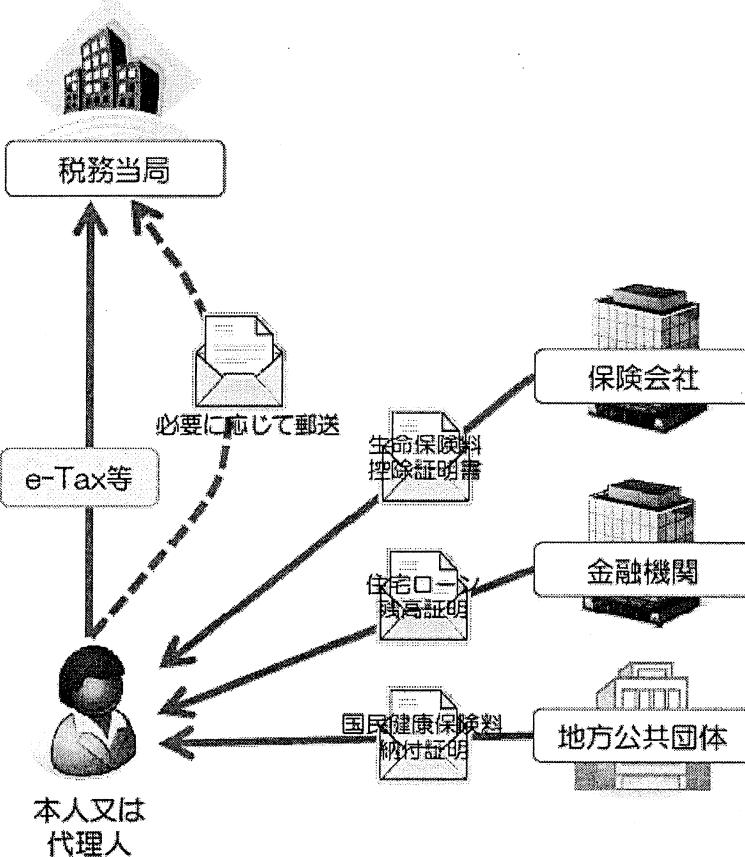
- マイナンバーの利用状況や自己情報の確認、ワンストップ／プッシュ型サービスの提供を行うマイ・ポータル(仮称)を中心に、民間サービスと連携した利便性の高いオンラインサービスを提供する「マイガバメント」を構築し、多様な利用チャンネル(モバイル端末、CATV等)を確保する。

【例】  
・ワンストップ引越サービス(運転免許証、自動車登録、電気、ガス、水道等の住所変更)  
・受給できる手当の通知  
・納税関連書類(保険料控除証明等)や診察・健診情報のオンライン収受・管理  
・簡易なログイン手段としての民間IDの利用

# マイ・ガバメント(イメージ)

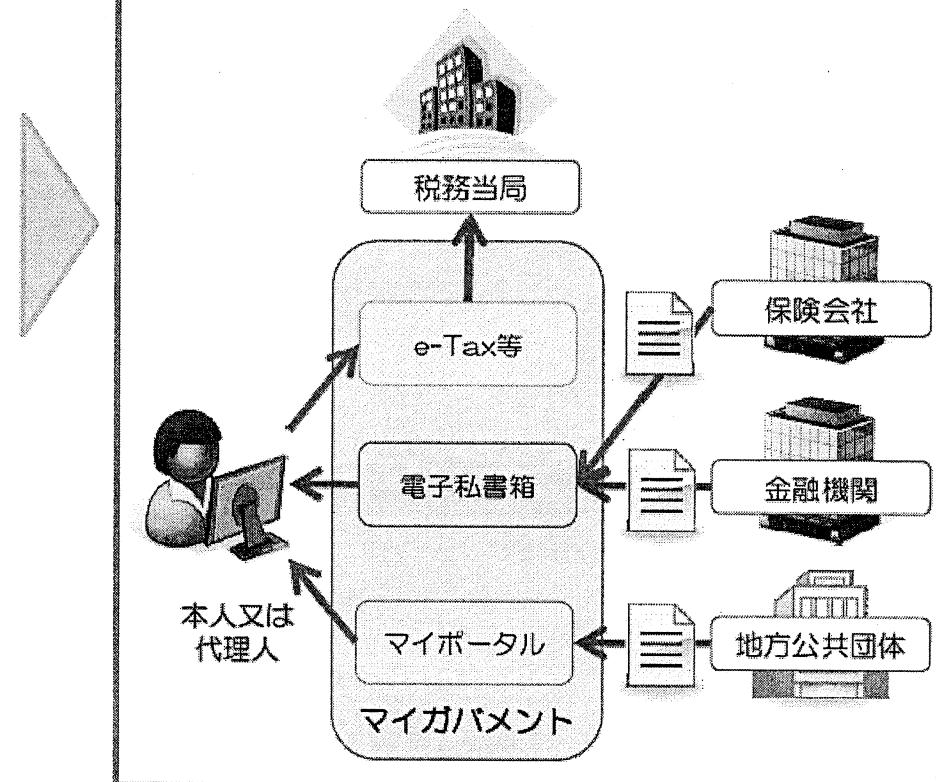
## 現状

控除に関する申告については、各種支払等証明書など、保険会社や地方公共団体等から郵送される書類を元に申告書を作成し、e-Tax等を利用してオンラインで行う必要(必要に応じ、別途郵送が必要な書類もある)。



## 今後

各種支払等証明等の電子データを、マイガバメント上で受領(民間企業からは電子私書箱で、行政機関からはマイポータルで)し、そのままe-Tax等に転記可能することにより、転記の省力化や書類管理の負担を軽減。また、各種支払証明書を発行する企業にとっても証明書等の発行事務及び郵送費などの削減が期待できる。



# 日税連からのメッセージ

## 番号制度の正しい理解

税理士が番号制度への正しい知識を習得する

- ・番号制度はすべての税理士に関わることであり、第一義的に税理士が番号制度への正しい知識を習得することが求められる。

## 個人番号の適正な管理

個人番号関係事務実施者に課される安全管理措置等を遵守する

- ・税理士は個人番号関係事務実施者に位置付けられ、安全管理措置等の規定を遵守する必要がある。
- ・法令、ガイドライン等に基づく個人番号の適正な管理方法を事務所内でルール化する。
- ・個人番号の漏洩等を防ぎ、税理士事務所の職員に対する指導・監督を強化する。

## 顧問先への適切な指導

顧問先への番号制度の啓発、適切な指導を行う

- ・平成27年10月からの個人番号の通知を前に、会社においては番号を管理するための体制(人事管理システムの改修等)の整備を行う必要が生じる。税理士は顧問先へ番号制度の啓発を行うとともに、顧問先からの相談を受け、適切な指導役としての役割が期待されている。